

最終改正:

改正内容:令和4年3月30日告示第124号 [令和4年3月30日]

○檜原市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和4年3月30日告示第124号

檜原市地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づき定められた障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、障がい者の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」に備え、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自立意欲の促進及び生活能力の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とし、障がい者等の地域生活を支援するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、檜原市とする。

2 地域生活支援拠点を整備するための事業（以下「拠点事業」という。）については、事業の全部又は一部を適切に運営することができると認められ、かつ、利用施設が檜原市、高取町又は明日香村に所在する次に掲げる事業者等（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

- （1）法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- （2）法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
- （3）法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- （4）法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

（事業内容）

第3条 将来地域において一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者等であって、現在長期入院、施設入所、グループホームに入所又は家族と同居中の者に対して、体験施設に宿泊し、地域生活を体験する機会の提供及び自立生活への移行に向けた支援を行う檜原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業（以下「事業」という。）を実施する。

（事業を実施する事業所の登録）

第4条 事業を実施する事業者等は、当該事業所の運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。

2 事業を実施しようとする事業者等は、前項の運営規程を添付して、檜原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて事業を実施する事業所として登録を行い、檜原市地域生活支援拠点等（登録・却下）決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（登録の変更）

第5条 前条の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに檜原市地域生活支援拠点等事業所変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止等）

第6条 登録事業者は、事業を廃止し、又は休止するときは、その3カ月前までに、檜原市地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、事業を再開したときは、その後10日以内に、檜原市地域生活支援拠点等事業所再開届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の登録を取消することができる。

- （1）正当な理由なく事業の全部又は一部を行わなかったとき。
- （2）申請書等提出された書類の内容に虚偽があったとき。
- （3）その他市長が登録の取消しが必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該取消しを行った事業者に対し、檜原市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（手続の特例）

第8条 高取町又は明日香村においてなされた事業者等の登録、変更、廃止、休止、再開及び取消しの手続については、第4条から前条に規定する手続がなされたものとみなす。

（対象者）

第9条 事業の対象者は、市内に居住している障がい者等であって、心身の状態が宿泊体験の可能な状態であり、かつ、緊急時の連絡が確保できる者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）檜原市に住民票のある者
- （2）障がい者支援施設（グループホームを含む。）に入所している者で、檜原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年檜原市規則第32号）第4条第1項に規定する障害福祉サービスの支給決定を受けている者

（利用の申請等）

第10条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、檜原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用申請書兼同意書（様式第7号）に必要書類を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、宿泊体験支援の必要性を検討のうえ、体験事業の実施の可否を決定し、檀原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用(決定・却下)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、檀原市障がい者等一人暮らし宿泊体験依頼書(様式第9号)により、利用の承認の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が利用する施設の管理者(以下「管理者」という。)に依頼するものとする。

(利用の期間)

第11条 市長は、利用者が宿泊体験を行う期間について、あらかじめ管理者及び関係機関と調整を行うものとする。この場合において、利用者が連続して宿泊できる期間は、利用者1人につき1回7泊8日以内とし、最大月16日以内とする。

(利用者負担額)

第12条 事業の利用に係る経費として、光熱水費、寝具使用料、食費等の実費は、利用者が負担するものとする。この場合において、負担すべき金額を管理者に直接支払うものとする。

(体験施設運営の委託料)

第13条 市長は、体験施設運営の委託料として、利用者1人につき1日あたり2,000円を管理者に支払うものとする。

2 管理者は、利用者が宿泊体験を終了した月の翌月の10日までに、当該月に係る委託料を、檀原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業委託料請求書(様式第10号)に檀原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業実績明細書(様式第11号)を添付して市長に請求するものとする。

(体験プログラムの作成)

第14条 市長は、利用者に対して、効果的な支援を実施するために必要な体験プログラムを作成する。

2 市長は、前項に規定する体験プログラムの作成を、指定特定相談支援事業者に委託することができる。

3 前項に規定する指定特定相談支援事業者は、次条第2項の請求時に、事業利用の効果等について書面により市長へ報告し、その後の利用者の自立生活へ向けた支援につなげるものとする。

(体験プログラム作成の委託料)

第15条 市長は、体験プログラム作成の委託料として、1人1回につき3,000円を指定特定相談支援事業者に支払うものとする。

2 指定特定相談支援事業者は、利用者が宿泊体験を終了した月の翌月の10日までに、当該月に係る委託料を、檀原市体験プログラム作成委託料請求書兼明細書(様式第12号)に前条第3項に規定する書面を添えて、市長に請求するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、利用者が自立生活への意欲を喪失し、又は正当な理由なく利用を中止したときは、その決定を取り消し、その旨を檀原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用決定取消通知書(様式第13号。以下「取消通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をした場合は、速やかに管理者に対し、取消通知書の写しを送付するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

樫原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

樫原市長 殿

所在地
申請者
(設置者) 法人名

代表者

樫原市域地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、樫原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業を行う事業を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	(フリガナ)				
	法人名				
	法人の所在地	(〒 —)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
登録を行おうとする事業所	(フリガナ)				
	名称				
	事業所の所在地	(〒 —)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			

申請書には次の書類を添付してください。

- 1. 運営規程
- 2. 実施場所の地図、写真
- 3. その他必要に応じて市長が求める書類

(注) 事業実施対象地域は、樫原市・高取町・明日香村とすること。

樫原市地域生活支援拠点等（登録・却下）決定通知書

年 月 日

申請者
(設置者) 法人名
代表者 様

樫原市長

先に申請のありました樫原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業を行う事業所登録について、下記のとおり決定しましたので、樫原市域地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

1 登録決定

登録事業所	(フリガナ)				
	名称				
	事業所の所在地	(〒)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
	開始年月日	年 月 日			

※記載事項に変更又は廃止・休止があったときは、樫原市長にその旨を届け出てください。

2 却下決定

登録を行おうとする 事業所の名称	
却下理由	

樫原市地域生活支援拠点等事業所変更届

年 月 日

樫原市長 殿

所在地
申請者
(設置者) 法人名
代表者

樫原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定により、樫原市障がい者等一人暮らし体験の事業所登録を変更したので、届け出ます。

名称		
変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容及び理由	変更後	変更前
	(理由)	

(注) 必要に応じて関係書類を添付すること。

樫原市地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止）届

年 月 日

樫原市長 殿

所在地
申請者
（設置者）法人名
代表者

樫原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により樫原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業の事業所登録について、（廃止・休止）を届け出ます。

登録事業所	(フリガナ)	
	名 称	
	事業所の所在地	
廃止・休止期日		年 月 日
廃止・休止する理由		

橿原市地域生活支援拠点等事業所再開届

年 月 日

樞原市長 殿

所在地
申請者
(設置者) 法人名

代表者

樞原市域地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、樞原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業を行う事業を再開したいので、下記のとおり届け出ます。

申請者	(フリガナ)				
	法人名				
	法人の所在地	(〒 ー)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
再開を行おうとする事業所	(フリガナ)				
	名称				
	事業所の所在地	(〒 ー)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
再開年月日		年 月 日			

樫原市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

年 月 日

申請者
(設置者) 法人名
代表者 様

樫原市長

先に申請のありました、樫原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業を行う事業所登録の
取り消しについて、下記のとおり決定しましたので、樫原市域地域生活支援拠点等事業実
施要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

登 録 事 業 所	(フリガナ)	
	名称	
	事業所の所在地	(〒 ー)
	取消期日	年 月 日
	取消理由	

梶原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用申請書兼同意書

樫原市長 様
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏 名					
緊急連絡先	フリガナ			連絡先		
	氏 名					
	居住地	〒		電話		
	居住地	〒		申請者との続柄		
身体障害者手帳	種 級	療育手帳	級	精神障害者保健福祉手帳	級	難病疾病名
保険の種別(○印)		社保 (本人 家族) 国保 後期高齢 生保 その他 ()				
被保険者証の記号及び番号				保険者名及び番号		
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	受給者番号	区分等 非該当 1 2 3 4 5 6	
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要 支 援 () ・ 要 介 護 1 2 3 4 5	
申請内容	利用理由					
	利用期間	年 月 日 から 年 月 日				
	利用施設	施設名 住所 電話番号				
プログラム作成を依頼した事業所名						
事業所名						
住 所		電話番号				
担当者名						

同意欄

樞原市が事業の申請に必要な世帯情報等(同一世帯者を含む。)を閲覧すること。また、その情報に基づき登録申出された内容を施設等に対して提示することに同意します。

申請者氏名

第 号
年 月 日

(申 請 者)
様

檜原市長

檜原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用(決定・却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました檜原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、檜原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

1 利用決定

利 用 者 氏 名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (日間)
利 用 施 設 名	

2 却下決定

利 用 者 氏 名	
理 由	

管理者様

樞原市長

利用決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏 名						
	住所地	〒 電話					
緊急連絡先	フリガナ		連絡先				
	氏 名						
	居住地	〒			申請者との続柄		
身体障害者手帳	種 級	療育手帳	級	精神障害者保健福祉手帳	級	難病疾病名	
保険の種別 (○印)		社保 (本人 家族) 国保 後期高齢 生保 その他 ()					
決定内容	利用理由						
	利用期間	年 月 日 から 年 月 日					
	利用施設	施設名					
		住所 電話番号					
プログラムを作成した事業所名							
事業所名							
住 所		電話番号					
担当者名							

樫原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業委託料請求書

年 月 日

樫原市長殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	住 所	
	電話番号	
	名 称	
	代表者 職・氏名	

請求金額	
------	--

利用件数 件

公費負担額合計 円

榎原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業実績明細書

利用者氏名	
利用決定期間	～

請求事業者	住 所	
	電話番号	
	名 称	
	代表者 職・氏名	

利用料全額		公費負担額		利用者負担額	
-------	--	-------	--	--------	--

事業実績明細欄	日付	曜日	開始時間	終了時間	公費負担額	利用者負担額
小計						

樫原市体験プログラム作成委託料請求書兼明細書

年 月 日

樫原市長殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	住 所	
	電話番号	
	名 称	
	代表者 職・氏名	

請求金額	
------	--

@ 円 × 件

事業委託料請求明細

利用者氏名	利用期間	計画作成日	モニタリング作成日	計画作成者

(注) 樫原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第14条第3項に規定する事業利用の効果等について、
書面により併せて報告すること。

第 号
年 月 日

(申 請 者)

様

榎原市長

榎原市障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用決定取消通知書

年 月 日付けで決定しました障がい者等一人暮らし宿泊体験事業の利用について、榎原市
地域生活支援拠点等事業実施要綱第16条第1項の規定に基づき、下記の事由により取り消しますので
通知します。

記

決定利用者氏名	
決定利用期間	年 月 日 から 年 月 日 (日間)
決定利用施設名	
取消事由	
取消日	